

地方交付税法等の一部を改正する法律要綱

第一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

一 地方交付税の総額の特例等

一 平成二十三年度分の地方交付税の総額については、地方交付税法第六条第二項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う等の加算額一兆八千五百五十億円、平成二十三年度における法定加算額七千五百六十二億円及び臨時財政対策のための特例加算額三兆八千五百五十四億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額千億円及び同特別会計借入金利子支払額四千三百六十一億円を控除した額とすること。

二 平成二十四年度及び平成二十五年度の地方交付税の総額について、それぞれ二千五百五十億円を加算すること。

三 平成二十四年度から平成三十八年度までの地方交付税の総額について、千百三億円を加算すること。

四 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、平成二十三年度から平成六十二年度までの間

において償還することとする。

五 平成二十四年度及び平成二十五年度における一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を設けること。

二 基準財政需要額の算定方法の改正

一 平成二十三年度から平成二十五年度までの間における措置として「雇用対策・地域資源活用推進費」を設けること。

二 少子・高齢社会に対応した地域福祉施策の充実、障害者の自立支援、高齢者の医療の確保、国民健康保険の財政基盤の強化のための措置、子育て支援施策の充実、自殺予防等に要する経費の財源を措置すること。

三 特別支援教育の充実、図書館施策の充実、教育情報化対策、私学助成の充実等教育施策に要する経費、地方公共団体における情報化施策等の推進に要する経費の財源を措置すること。

四 地方再生に要する経費、住民の生活に直結する公共施設の整備及び維持管理に要する経費、観光立国推進対策、治安維持特別対策、消防救急業務に要する経費の財源を措置すること。

五 環境と調和した循環型社会の形成に向けて、自然環境の保全、廃棄物の発生抑制や再利用の促進、地球温暖化対策事業等に要する経費の財源を措置すること。

六 その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。

七 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

三 特別交付税制度の改正

一 地方交付税総額における特別交付税の割合を、六パーセントから四パーセント（平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度にあつては六パーセント、平成二十六年度にあつては五パーセント）に改め、普通交付税に移行すること。

二 特別交付税の額の決定について、決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額に関し特例を設けると。

四 その他所要の改正

第二 地方財政法の一部改正

平成二十三年度から平成二十五年度までの間に限り、臨時財政対策債を発行することができることとする。

第三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

地方特例交付金制度を改正すること。